

03 金融庁 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所 管・関係官 庁
1023010	資産流動化法に基づく 特定目的会社設立要 件の緩和	現行法では、特定目的会社設立の際に「払込金保管証明書」の提出を要求されているが、それを払込みを取り扱った金融機関の残高証明等で対応できるようにする。	資産流動化のスキームを通じて有効活用されていない県内の中小規模不動産を蘇生させ、地域経済の活性化を促す新たなシステムの構築を目指す。 具体的には、中小規模の不動産を証券化手法によって蘇生するにあたり、手続並びにインシヤルコストの軽減を図り、地元企業及び自治体の経営状況の改善を促すとともに、地域の経済活動を活性化させる事業展開を図る。	会社法改正により、発起設立による提出書類が一部簡素化されたが、特定目的会社では設立手続が発起設立に限定されているにも関わらず、投資家保護を理由に募集設立の規定が準用され、簡素化の恩恵が受けられない。 当該証明書の発行と投資家保護の関連性が明確ではないことから、金融機関の残高証明等で代替したとしても、制度上問題は生じないものとする。これによって会社法と同様の扱いとなるため、小規模案件の多い当該地区においても円滑な設立手続が期待でき、当該証明書の発行にかかる費用と時間の節約にもなる。	愛知県	株式会社 都市経営戦 略研究所	金融庁